

防府市自殺予防対策庁内連絡会議設置要綱

平成22年7月26日制定

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、本市における自殺者の現状を把握し、その対策を円滑に推進するため、防府市自殺予防対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺予防対策に係る情報交換に関する事務。
- (2) 自殺予防対策に係る情報収集及び調査に関する事務。
- (3) 自殺予防対策の検討に関する事務。
- (4) 自殺対策計画の策定に係る情報交換及び推進に関する事務。
- (5) その他自殺予防対策に係る必要な事項の調整に関する事務。

(組織)

第3条 連絡会議の委員は、別表に掲げる職にある者とする。

- 2 連絡会議に委員長を置き、健康福祉部次長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、連絡会議を代表し、連絡会議の会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要と認める場合において、委員以外の者の会議への出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 3 連絡会議には、委員が所属する部署の実務者による実務者会議を置くことができる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、健康福祉部健康増進課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

健康福祉部次長 行政管理課長 収納課長 人事課長

広報広聴課長 くらし環境課長 クリーンセンター所次長

障害福祉課長 高齢福祉課長 子育て支援課長 こども家庭課長

社会福祉課長 商工振興課長 都市計画課長 建築課長

消防本部警防課長 教育委員会学校教育課長 生涯学習課長

上下水道局総務課長